

農地法第3条許可申請の添付書類一覧

(市農業委員会許可分／令和8年3月調整)

【提出部数】正本:1部(添付書類は原本)・副本:1部(添付書類はコピー可)

【受付日時】毎月5日締め(5日が休日の場合は直前の開庁日)

【問合せ】豊明市農業委員会(農業政策課内／0562-92-8312)

共 通	必要に応じて提出する書類
許可申請書 ※2部とも押印(契印)必要	A (必要に応じて)住民票の写し ・国籍等を確認する場合に本籍地記載のもの (一度国籍が確認できた場合は提示で可) ・登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合等
1 (代理申請の場合)委任状	
2 (申請地の)位置図・通作経路図 ・都市計画基本図(1/2500)・最新の住宅地図等 ・申請地を朱書する ・自宅から申請地までの経路図を朱書する	ご 注 意 ・その他必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります ・農業委員会による現地確認の参考用として、現地に目印用の標識の設置をお願いする場合があります。
3 (申請地の)登記事項証明書 ・全部事項証明書に限る ・申請日の3ヶ月以内に発行のものに限る ・登記事項提供サービスのプリントアウト不可	
4 (申請地の)地番表示図(公図等) ・申請地を朱書する ・隣接地の現況地目を記入する ・正本もコピー可	
5 農家基本台帳 ・住所地の農業委員会にて発行	
6 営農計画書	
7 (全所有農地の)位置図 ・様式は問わないが、農業委員会による現地調査に支障のないこと	
8 (全所有農地の)地番表示図(公図等) ・所有農地を朱書する ・正本もコピー可	
9 高齢取得の理由書(譲受人が75歳以上の場合)	

※ 経営農地のない方及び、農業をはじめて1年未満の方は、農地法第3条許可申請の前に農業委員会から「新規就農者」として認定を受ける必要があります。

※ 国籍を確認する為、住民票の写し(本籍地記載のもの)、在留カード又は在留資格認定証明書の写しの添付をお願いします。(一度確認できた場合は提示で可)